

# 神戸女学院家庭会大学部会 会則

1955年6月15日  
制定

(名称)

第1条 本部会は、「神戸女学院家庭会大学部会」と称し、事務所を神戸女学院大学に置く。

(目的)

第2条 本部会は、神戸女学院大学・神戸女学院家庭会と提携協力して、学生並びに教職員の福利及び教育の向上を図ることを目的とする。

(構成)

第3条 本部会は、神戸女学院大学学生の父母及び専任教職員をもって組織する。

(役員及び顧問)

第4条 本部会に次の役員を置く。

- (1) 部会長 1名
- (2) 副部会長 1名
- (3) 幹事 若干名
- (4) 書記 2名
- (5) 会計 2名

2 本部会に若干名の顧問を置く。

(役員任期及び任務)

第5条 役員任期は、各1年とする。但し、再選することができる。

- 2 部会長及び副部会長は、幹事の互選によって決定する。
- 3 部会長は、総会の議長となり、本部会を代表して会務を統轄する。
- 4 副部会長は部会長を補佐し、部会長不在のときはその業務を代行する。
- 5 幹事は、会員中より選任せられるものとする。但し、幹事会において必要とする場合には会員中より若干名を追加推薦するものとする。
- 6 幹事は、部会長の諮問に応じて会務の促進を図る。
- 7 書記及び会計は、幹事の互選によるものとするが、そのうち各1名は学内幹事をもってあてる。
- 8 書記は、すべての会合並びに本会の活動状況を記録し、各会合の通知を発送する。
- 9 会計は、本部会に関するすべての会計事務を司る。
- 10 部会長・副部会長・幹事(6名)は、大学部会を代表して神戸女学院家庭会幹事となる。
- 11 神戸女学院家庭会幹事は、部会長が推薦するものとする。

12 本部会に会計監査1名を置き、会計及び事業の監査を行う。

(集会)

第6条 総会は、年に1回開催することを原則とし、役員選挙、決算報告、予算審議その他重要事項の審議を行う。

2 総会は、出席者の過半数をもって決議する。

3 総会を開催しないときは、役員による会議をもってこれに代えることができる。その場合、出席する役員の過半数をもって決議する。

4 臨時総会は、部会長において必要と認めたとき、又は幹事の3分の2以上の要求があるときに開くことができる。なお、会員の3分の1以上の要求があるときに開くことができる。

5 幹事会は、部会長が必要と認めたとき随時開くものとし、総会に提案する議案の審議その他必要な事項を審議する。

(運営費)

第7条 本部会の運営は、通常会費によって行う。

(会費)

第8条 本部会の会費は、総会において決定する。

(分担金)

第9条 本部会は、神戸女学院家庭会に対し所定の分担金を納入する。

(改廃)

第10条 この会則は、総会出席者の3分の2以上の同意により改正することができる。

附 則

この会則は、1955年6月15日から施行する。

附 則

この会則は、1967年6月15日から施行する。(1967年6月15日改正)

附 則

この会則は、1978年4月1日から施行する。(1978年5月20日改正)

附 則

この会則は、1981年4月1日から施行する。(1981年5月27日改正)

附 則

この会則は、1989年4月1日から施行する。(1989年5月27日改正)

附 則

この会則は、1994年4月1日から施行する。(1994年5月28日改正)

附 則

この会則は、2024年4月1日から施行する。(2024年6月15日改正)